

外国為替管理のコントロールと

国際通貨基金協定加盟国の一般的義務（一）

——八条二項b節の Interpretation にみるその対応——

大西公照

- 一 はしがき
- 二 加盟国の一般的義務、特に経常的支払に関する制限の回避に対する権限としての八条二項b節について
- 三 ヨーロッパ各国裁判所における為替管理と八条二項b節の取り扱いについて
——幅広い Interpretation を行なうヨーロッパ法廷——
- 四 ヨーロッパ諸国の外国為替管理規制法への対応
——相互依存関係にその特色をみる——
- 五 ニューヨーク裁判所における八条二項b節への対応
- 六 ニューヨークの外国為替管理規制法の取り扱い
——経済的、財政的センターとしての優越性——
- 七 むすび

一 はしがき

条約法上、条約を分類し二国間 (bilateral) と三ヶ国以上、十数ヶ国を当事国とする多国間 (multilateral) とに區別し、それぞれ二国間条約と多国間条約とを形作らせているのを例とするが、その外に、⁽¹⁾ 一国間 (unilateral) と、大体八〇ヶ国から一〇〇ヶ国以上を当事国 (parties) とする超多国間条約 (trans-multilateral) を当て嵌めてみるのが最近の動向。勿論一国間条約に宣言や「一方的申し入れ」が入るし、超多国間条約の当事国数にも、その拘束力を巡り、窮極的にその法的性格の有無で大いに異論はあるとしても、大体一六〇から二〇〇近い加盟国をと欲張る意見も出始めている昨今である。

またそれら条約の法的性格 (legal nature) を追究し、当然、そこに拘束力の如何、地域性か、グローバル的か、加盟への解放度、如何ほど政治、宗教性を包含しているか等々侃々諤々の議論が展開されており、筆者もその中かなりの論文を提供して来たつもり。

ところで、ここで簡単に超多国間条約と云うが、その主対象となるのは、何んのことはない国連憲章五七条で示す専門機関 (specialized agencies) の一六個の政府間機構の謂 (たと) いに外ならず、その法的性格として政治、宗教色を抜いた、⁽²⁾ 経済、社会、文化教育、保健等の分野を取り扱う、加盟国一〇〇ヶ国以上の条約のことである。

二一世紀の国際法は、その主対象を第三の国際法と云われる超多国籍企業の働きに搾り、この超多国間条約の跳梁する社会であると規定する学者も⁽³⁾ いる程。

ここではその一角を構成する国際通貨基金協定の働きにその焦点を当ててみた。

とにかく国際平和とは、この専門機関の縦横に綾なす社会を意味することは論を俟たず、具体的には一ドルが何円、何マルクとかの Float System (変動相場制) の維持に外ならず、更にその決定も Theorie der Kaufkraftparitäten (購買力平

(4) 備説)にお世話にならなければならぬ。

そう云う一連のベースが、現代の国際社会で、如何に国際多様化時代とはいえ、国際通貨基金協定、とりわけ八条二項b節の Interpretation の取り扱いにかかっているのである。ある一面からみれば空恐ろしいことではある。

一九四五年の七月一日から七月二二日にかけてニューハンプシャー州、ブレトン・ウッズに於いて連合国内閣金融会議 (United Nations Monetary and Financial Conference) が開催され、四四個国の参加 (participation of leading state) を得、国際通貨基金協定と国際復興開発銀行協定 (Agreement of International Bank for Reconstruction and Development) を採択した。このうち、国際通貨基金 (International Monetary Fund) の目的とするところの一つに、加盟国の裁判所で下す為替管理 (Exchange Control regulation) の取り扱いを統一することが規定されている。

これらに関する規定として、八条 (加盟国の一般的義務) 二項bで、

加盟国通貨に関する為替契約で、この協定に合致して存続され、又は設定される加盟国の為替管理に関する規制に違反するものは、いずれの国の加盟国の領域に於いても強制力を持たない。

としている。

この規定は、私的な当事者に為替管理を侵害するのを思い止どまらせようとするだけでなく、他の非加盟国の合法的為替管理の失敗から全加盟国を予防することを意図したもの。八条二項とは基本的に、利害関係国の為替管理を侵害するところの合意によって成立した示談の強制力を禁じるものである。この規定はまた損害賠償金や強制に関する訴訟⁽⁵⁾で、強制執行付きの当事者の一方によって被告として法律に訴えられるように意図され、然もそれは屢々訴えられて来ているところ

ろのもの。もし八条二項b節が適用され、契約当事者の義務が外国為替管理法を侵害した時には、裁判所は契約当事者の非履行に対する履行 (performance) や損害賠償の仲裁判断 (award damages) を命令することが出来なくなるのである。⁽⁶⁾

議論としても、八条二項b節は私的な契約当事者の権利や債務を明確に取り扱う国際通貨基金協定の最も重要な規定である⁽⁷⁾と云える。それ自体で、最も法廷論争に富む規定となっているのである。とにかく尖鋭的な Interpretation の差異が、その用語の正当な解釈と私的法律行為の効果を廻って惹起して来ているのも事実。

この研究は、他国の為替管理が八条二項b節の適用、不適用を通じて、裁判所側が如何に取扱って来ているかを追究したものである。換言すれば、八条二項の幅広い解釈をめぐる、ヨーロッパ大陸法廷で採択されたものや、英国イングランド裁判所により発展して来ている中間的折衷見解、更にニューヨーク法廷により支持されている幅の狭い適用を記述したものである。⁽⁸⁾ それにこの研究は、何故に裁判所が、為替管理の承認レート変更につながる異なった解釈を容認し、又これらの異なった解釈が、実務家 (practitioner) の上に、どのような影響力を及ぼすかに関し、その基本政策となる理由の如何を論じてみたもの。又そうすることにより八条二項の裁判上の統一的適用の発達の見込みをも鳥瞰してみることにしたい。

二一世紀は、国連憲章の規定するように世界の平和と安全を基本目的とすると、いくら唱い上げてみても、そのベースは、依然として憲章発足以後急速に発展した来た、いわゆる多国籍企業のコントロールを除外しては容易に成立し得ないのは自明の理。マルクスは一八四八年、共産党宣言を出し、その中で二〇世紀にヨーロッパを彩る巨大なモンスターの存在を予知し、それは資本主義、共産主義の出現であると説いたが、筆者もこれに倣い、二一世紀を彩るであろう全世界の超モンスターとは超多国籍企業の跳梁であることを指摘したいと思う。

そこで、ここでは、その本質を探る一環として、すでに**国際通貨基金協定**の中に盛り込まれている、かなりの強制力を持ったとされる八条二項b節にその分析を施してみた。

何故なら、多国籍企業の活動の根柢に、為替変動相場制の柱があり、具体的にはドル、円、マルクの相場を、どのラインに、どのようにして決定するか、のメルクマールの設定があると考えたからに外ならない。八条二項b節は、それとどのような関連にたつものなのであろうか。

(1) 大西公照 条約の本質とその法的性格(1)……ケース スタディにみる統一法への展開 高田源清編 武市都立商大学長古稀論文集

(2) 大西公照 条約の本質とその法的性格(2)……ケース スタディにみる超多国間条約への展開(法政論叢一四号)

(3) 大西公照 ケース スタディにみる多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ(5)……一九八〇年米英課税条約と二重課税の問題に関する一考察(有斐閣)

(4) 購買力平価説 (théorie de la parité des pouvoirs d'achat, theory of purchasing power parity) はカッセルが一九一六年三月 Economic Journal に発表したものであすが、その論文 Money and Foreign Exchange after 1914, 1922. は笠井正範氏が富文堂から紹介しており、Keynes も A Tract on Monetary Reform, 1923. (岡部晋司、内山直両氏紹介、岩波) A Treatise on money, 1930. (鬼頭仁三郎訳) があり、日本では篠原三代平氏、鬼頭仁三郎氏がその先頭になっているもの。

ドル、マルク、円の変動相場は購買力平価で決めるべしと言うのが篠原三代平説のドミナント ポイント。

(5) 原文は Exchange Contracts which involve the Currency of any member and which are Contrary to the exchange Control regulations of that member maintained or imposed consistently with this Agreement shall be unenforceable in the territories of any member. Williams John S., Foreign Exchange Control and the New York Court of Appeals: 9 Cornell Int'l Law Journal 239 (1976).

(6) Baker, Enforcement of Contracts violating Foreign Exchange Control Laws, 3 Int'l Trade Law Journal, 247 (1977). (改訂 Univ., of Maryland J. of Int'l & Trade)

(7) Williams, John S., op. cit., p. 360~4, note 3.

(8) このノートの第一の焦点は、訴訟の争点でニューヨーク法廷が国際貿易の財政センター所在地にあるので、八条二項b節の適用される訴訟地としては恰好の裁判所と考えられていたことにある。

二 加盟国の一般的義務、特に経常的支払いに関する制限の回避に対する権限としての八条二項b節について

国内法裁判所が正規にそれぞれ国際私法のルール⁽¹⁾によるあらゆる外国法の適応性を分析しているのは屢々散見される。裁判所はまず第一に、外国の法管轄権が彼等の法律を適用するに当たり法律行為権限授与書 (the transaction to warrant) を伴う法律的要件を十分に満たした接触を保っているか、どうかを、更に第二として、若し外国法が、法廷地法にもとづく公共政策 (公序) を侵害して適用されている場合について、そのいずれのケースをも判決せねばならない事である。国際通貨基金協定の制定に先んじ、裁判所は屢々、此の分析を適用しつつ他国の為替管理規制の発効することを拒否して来ている。概して裁判所は為替管理規制が国際的承認を得られなかったとの原則⁽²⁾に接近して来ているとも言えよう。為替管理の適用は、時として、その規制が法廷地の公共政策 (公序) に反していたかどうかと言うことを発見することによって避けられて来たのである。そしてこの場合その規制とは罰金か、没収 (Confiscatory)、又は法廷地法の適用されることを意味していた。

国際通貨基金協定の八条二項b節は、外国為替管理法律行為をコントロール⁽³⁾しようとする他国の試みを無視し終熄させることを意図していた。何故なら国際通貨基金協定加盟国は、加盟国自身、二〇条a項、「この協定の各署名政府は、その国内法 (domestic law) に従ってこの協定を受諾したこと及びこの協定に基くすべての義務を履行する為」(carry out [under their domestic laws] all of …… [their] obligations under this Agreement) の規定に拘束され」、彼等加盟国は八条二項b節のルールに従って行動すべきだとしている。現実には多くの国、とりわけ超多国籍企業学者、この大西も含め三大 developed countries と言われる、日、西独、米は、この国際通貨基金協定八条二項第一文に、立法上の措置を行ない、国内法上の満足な法的強制力を与えている。然し乍ら多くの加盟国は同協定一八条a項で「この協定の規定の解釈について

加盟国と基金との間又は基金の加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に提出して解決する…… (any question of interpretation of the provisions of this Agreement …… shall be submitted to the Executive Directors for their decision)」なる規定を援用し、八条二項b節の適用の決定に対し充分なる寛容を示していない。国際通貨基金協定の理事が、協定本文の意味と法廷地法に関する八条二項b節の効力遡及 (relationship) を interpret に対しての権限を持っているのである。

この権力に従って、国際通貨基金の理事が「加盟国の国内法の効果的役割り」を演じる強行不能の原則 (principle of unenforceability) に言及している八条二項b節の契約規定の変更可能の解釈を承認しているのである。その解釈には、国際私法に関する八条二項b節の効力遡及に関する二つの重要な原則を明示している。まずその第一としては、この規制が「法廷地法の公共政策 (公序) に反する」[Contrary to the public policy (ordre public) of the forum] と云う根拠に立ち、加盟国の「裁判上の、あるいは行政上の政府機関」は「国際通貨基金協定と一致して保持され、課される」他の加盟国の為替管理規制を却下することは出来得ないと言うことである。その第二に、これらの政府機関は、「法廷地法の国際私法の下で、為替管理制度が法の下で保持され、課されるところの法律は為替管理契約やその履行 (performance) をガヴァンする法ではない」との根拠にもとづき、他の加盟国の為替管理の適用を拒否することが出来ないと言うことである。かくして、八条二項b節は、通貨が、通常適用される国際私法⁽⁴⁾ルールに包含されているところの所在地の法に二重に課されるということになる。

此の、あるいは他の国際通貨基金協定の解釈が、加盟国の裁判所や行政政府の機関を拘束するか、どうかについては大いに議論のあるところ。ある学者、例えばゴールドなんかは、八条の示す理事の解釈は積極的に加盟国の法廷地法を拘束することになるとしてそれを取り上げ議論している。ゴールドは、いくつかのケース、例えば FCC (Federal Communications Commission) より前の行政訴訟手続きを要する IBRD (International Bank for Reconstruction and Development) や IMF

(International Monetary Fund v. All America Cables and Radio Inc.) ケース、等を含め此の結論を基礎づけている。そのケースには**国際通貨基金協定九条七項の Interpretation**が含まれているのである。ここで被告の電信会社は、**国際通貨基金協定の規定の Interpretation は、結論を述べたものではないと反論し、その故に FCC を拘束しないと断定した。その委員会は、**

国際復興開発銀行と国際通貨基金協定の条文に関する用語の下では、この Interpretation が、効果に於いて最終的なものであり……、合衆国政府は、その故に専務理事の Interpretation によって拘束される……そして、国際的義務の下にそれと一致して行動するものとする。⁽⁵⁾

と述べている。

この結論は合衆国が**国際通貨基金協定の基金条項を受諾した時、その条項に法律として発効を与えるところの米連邦議会の法律行為により、明確に行政協定 (Executive Agreement) になり発効したことを承認された**と言う事実から生じている。行政協定は本来、条約のそれと同等の正統性にたつ権限を持っておりアメリカ連邦憲法の四條二節によって明示的に連邦法となつているところのもの。この基本原理は**統制委員会を開催する前にも、裁判所や訴訟手続きに於ける法律行為の両方に適用される。**

ニューヨーク控訴院は Banco do Brasil v. A. C. Israel Commodity Co. ケースで**国際通貨基金協定八条二項 b 節に**関する**国際通貨基金の Interpretation**に關し言及している。それには、八条二項 b 節はブラジルの為替管理規制を避ける為の共同謀議に関する損害請求の基礎とはならないと判決している。裁判所は「加盟国の為替管理を侵害する契約の利益

を確保する司法上の援護措置を差し控える義務⁽⁶⁾の中で発見される非強制の意義に関する国際通貨基金協定八条二項b節の国際通貨基金側の Interpretation は、完全に、それ等を実行するところの人々の不法行為にペナルティーを課す義務を暗に含むものではない」との点を引用している。裁判所はそれは国際通貨基金協定八条二項b節の国際通貨基金側の解釈によって拘束されていた点を指摘し、その故に原告に対し肯定的な救済を与えようとはしなかったのである。裁判所はもともと国際通貨基金協定八条二項b節によって拘束されないし、その故に原告に対し肯定的な救済を与えることが出来ないと言ふことを申し添えている⁽⁷⁾。二つのヨーロッパ裁判所は、又彼等が国際通貨基金協定八条二項b節の国際通貨基金側の Interpretation によって彼等自身拘束されるものと見做すとの点を明らかにして来ている⁽⁸⁾。更に英国イングランド法廷が国際通貨基金の Interpretation によって拘束されるか、どうかについては大いに議論の対象となるとして注目に値する。特別裁判所の見解が何うであろうと、何の論争もされないうちに三五年以上も成立していたのであるから理論は別としてすべて実際には、この国際通貨基金協定の Interpretation が最終のものとなる。

裁判所が存する限り、法廷は原則として国際通貨基金協定八条二項b節の Interpretation 「裁判所は……彼等が法廷地裁判所の公的政策（公序）と対立する立場に立つて、他の加盟国の為替管理の承認を拒否することはあり得ない」との国際通貨基金協定の陳述の意義を以って、全く不明確であるものをまで拘束力のあるものとしてこれを卒直に受け容れることは出来ないのである。アメリカも、ヨーロッパの法廷も、両方ともに、注釈学者（コンメンタター）を含め、共通してそのコントロールが国際通貨基金協定と一貫して保持され、課される限り功を奏することの出来る承認に反対するいかなる公共政策（公序）も存在しないとの見解を支持して来ている。然し乍ら注釈学者の中には八条二項b節で、公共政策（公序）が問題点の多い為替管理の承認により更に法律違背を重ねてゆくことは疑問だとして優先事実認定（*ca priori finding*）だけを規制することが出来るとして承認して来ている者もいる。とにかく国際通貨基金協定は、裁判所に、惹起し

たケースで裁判官の考えに背く判決に到達させようと強制する為の規定は努めて持たせないようにしている模様。その結果、裁判所は法外の、とんでもない特殊なケースでも八条二項b節の適用にも拘らず、公共政策（公序）のベースに立ち為替管理を承認することを拒否して来ているのである。

法廷地法ではもともと法の撰択ルールや裁判上の公共政策（公序）によって決定される成り行きと反対の結果に到達させる目的で八条二項b節を適用して来ているのであり、その訴訟の主たる争点は、それら規定が適用される契約のタイプのみを示す為替契約（exchange contract）の定義に費されて来ているのが実情。そもそも為替契約なる用語は初期は八条二項b節の見解の定義のみに終始していた。何れにしても強制力を模索する当事国は訴訟行為の争点は為替契約ではないという点を議論することによりその規定の適用を避けることを試みようとしてゆくに違いない。

加盟国の裁判所は、**国際通貨基金の理事がその用語を絶対に Interpret しようとしないので、加盟国の裁判所自身で、全く自由にならざる為替契約の意義を解釈して来ている。**注釈学者（コンメンターター）によって支持され、異なった国々の裁判所で支持されている定義は、共通して次の二つの語彙に落ち着いているようである。それは、①数少ない契約を取り巻くところの用語の厳密な、遂語的 Interpretation、②殆んど全部の超国家的契約に含まれるところの幅広い読み、の二つである。

殆んどどの裁判所は、彼等が撰択する Interpretation について、全く絶無に近いが、そうでなければその根本的理由の不在について言及している。多くのコンメンターターは、単に彼等の Interpretation とその適用をアナウンスするだけで、コンメンターターとして一つの問題を乗り越えて、その法的理由や政策を供給することをなおざりにしている。これはウイリアムス教授とゴールド教授の夙に指摘するところ。注釈学者（コンメンターター）は共通して八条二項b節を分析し乍ら**国際通貨基金協定の観点に立ちその規定の適用に焦点を当てて考えている。**彼等は、**国際通貨基金協定の草案の意図、**

Travaux Préparatoires の内容、同一条に陳述されている国際通貨基金協定の目的⁽⁹⁾、八条二項b節の本文、同八条の残余部分の文脈上の示す規定、更に同協定の外の規定について論じている。然し乍ら註釈学者は何時も、決まって国内法裁判所が、遠近画法的見地からその規定を Interpret し適用することを試みる、その遠近操作法を無視してかかっているのが通例である。例え裁判所が、彼等の Interpretation の背後にある国内政策に言及しなくても、国内的には IMF が八条二項b節の適用を意図したことは関係なく、多分に裁判所が他国の為替管理を承認することを欲した程度の影響力を必要とするに違いないであろう。

とにかく、国際通貨基金協定八条二項b節が、国内法上の拘束力をどう持つかについて、その Interpretation に関して、コメントーターが、学問上からのシカとした定義づけを施すことが望ましいところ。

ところが、これらの点で、すでに Francis Bacon (1561-1626) が、その著、*Novum Organum* の Of Studies によつて make Judgment wholly by their rules is the Humor of a Scholar (何から何まで過去から来る学問の法則に当て嵌めてみて判断を下そうとするのは学者の癖である)と喝破している。コメントーターもややもすれば、経験から来る法則にあう、あわないの一方的批判のみで、自分の立場はゼロの場合が多い。

然し、この超多国籍国際企業の跳梁化社会で、国際通貨基金協定八条二項b節の拘束力と、それぞれの国内法裁判所への比較法的影響度、更にその大前提としての Interpretation のレーゾン デートルが問われている点も⁽¹⁰⁾忘れてはなるま

- 5。
- (1) Mann, F.A., *The Legal Aspect of Money* (1982), p. 408-24. Dicy, Albert Venn, & Morris, J. H. C., *A Digest of the Laws of England with reference to the Conflict of Laws*, 10th ed., (1980), p. 379-83.
 - (2) Mann, F.A., *op. cit.*, p. 401-2.
 - (3) Apr. 27, (1970), *Bundesgerichtshof G. H.*, 23 *Neue Juristische Wochenschrift* [NJW] S. 1507-8.

- (4) Gold, J., *The Fund Agreement in the Courts*-XIX, 31 *IMF Staff Papers* p. 179-90 (1984).
- (5) *All America Cable & Radio*, 17 *F. C. C. Rep.* p. 466-7. 同じ結論に到達した國務省からの「ロマンチック」な委員会のよって「偉大なるウエイト」の称讃が与えられた。
- (6) *Israel Commodity Co.*, 12 *N. Y. 2d p.* 376, 190 *N. E. 2d p.* 239 *N. Y. S. 2d p.* 874.
- (7) *De Boer, Widow Moojen v. Von Reihert*, June 20, (1961), *Cour d'Appel*, Paris, 51 *Revue Critique de Droit International Privé* [R. C. D. I. P.] 67 (1962), 89 *J. Droit Int'l* 719 (1962), 47 *I. L. R.* 46-50.
- (8) Mann, F.A., *The private International Law of Exchange Control under the International Monetary Fund Agreement*, 2 *Int'l & Comparative Law Quarterly*, p. 97, 104.
- (9) **国際通貨基金協定の目的は**
 - 1) 国際通貨問題に関する協議及び協力のための機構となる常設機関を通じて、通貨に関する国際協力を促進すること。
 - 2) 国際貿易の拡大及び均衡のとれた増大を助長し、もつて経済政策の第一義的目標たる全加盟国の高水準の雇用及び実質所得の促進及び維持並びに生産資源の開発に寄与すること。
 - 3) 為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある為替取極めを維持し、及び競争的為替減価を防止すること。
 - 4) 加盟国間の經常取引に関する多角的支払制度の樹立と世界貿易の増大を妨げる外国為替制限の除去とを援助すること。
 - 5) 適当な保障の下に基金の資金を加盟国に利用させ、こうして国内的又は国際的の繁栄を破壊するような措置に訴えることなしに国際収支の失調を是正する機会を供することにより加盟国に安心感を与えること。
 - 6) 前諸号に従って、加盟国の国際収支の不均衡の持続期間を短縮し、且つ、その程度を軽減すること。
基金は、いかなる決定をするについても、本条に掲げる目的を指針としなければならない。
- (10) このノートは欧、英、紐育間における、それぞれの裁判所での八条二項の適用の差を分析したもので、四節の一から十に詳しく述べているつもり。

三 ヨーロッパ各国裁判所における為替管理と八条二項b節の取り扱いについて

——幅広い Interpretation を行なうヨーロッパ法廷——

裁判所は「為替契約」の特殊な定義の受容に於いてだけでなく、然もまた国際私法と公共政策(公序)に対する八条二項b節の効力遡及に関する国際通貨基金協定の Interpretation への接近と云う二分解釈に傾いて来ている点を見逃してはならない。とにかくイングランドとニューヨークの裁判所は全く似通ったアプローチをしているが、一方でヨーロッパ法廷は八条二項b節の適用に関し異なった態度を採用して来ていると云うことである。

ヨーロッパの裁判所は公共の政策(公序)及び法の選択論争の両方ともを拒否することにより、更に「為替契約」の幅広い定義を受容することによって、八条二項b節の適用に対し最大の実効力を与えている。学者は⁽¹⁾この「為替契約」の幅広い定義はその用語の正当な理解であると主張している。この見解は「法廷地の為替の方策に影響を及ぼすあらゆる手段で」これらの契約に関し「為替契約」の語義を明確にしているのである。為替契約とは、経済的な感覚で、外国為替、他の国際的留保の総量や、流通貨幣を含めその法廷地のコントロールの下で、増減する時に実施されるあらゆる契約のことである。この定義には居住民から非居住民への株の移転の為めの売買契約を含め、通貨交換の契約、製品やサービスの売買の為の超国内的な契約、更に国際的賃貸し契約をも包含する。この提案された Interpretation は国際通貨基金協定の第一の目的「国際通貨に関する協力を促進し」と一致するものである。此の幅広い定義の受容はそれが「為替契約」として定義されたお陰で、より多くの契約が八条二項b節の範囲内で落着した為に、為替管理が非常に多くの範囲で多数承認される結果を招来する。

更に「為替契約」の幅広い解釈の採択に加え、ヨーロッパの裁判所は、被告によって為替管理のコントロールが強制的

訴訟手続きに關し法廷の公共政策（公序）と対立したとして、主張された論争を明白に拒否して来ていることを物語っている。尚その上にヨーロッパの裁判所は、法廷が、法廷自身の法や、法律行為に適用される第三国の法律の故に外国為替管理の制限を無視すべきだとする論争を却下し続けて来ているのである。然し乍ら、多くの判決は**國際通貨基金協定八条**⁽²⁾二項b節の Interpretation には言及していないのが現状。いくつかの一般の国家が、法廷地裁判所の公共政策（公序）と調和すべき規制を見出す必要のない代りに、一方でそれ以外の国も裁判所の公共政策（公序）には言及していないと云った具合である。煎じつめると、ヨーロッパの裁判所は他国の法廷地の為替コントロールを、いずれか一方の処理方法の下に承認して来ていることに尽きるようである。

西ドイツの Clearing Dollars ケース⁽³⁾ではヨーロッパ裁判所の自由待遇の代表問題が取り扱われている。このケースでベルギーの被告は支払い可能なベルギー西独手形交換で千キログラムに付きアメリカ手形交換四六ダラーの値段で、ドイツ人原告から化学製品を買い付ける契約をした。被告がベルギー法の下で要求される輸入許可証を得ることに失敗した為、その契約の履行を拒んだ時に、原告は裁判に訴えた。ベルギー側の被告はこの契約はベルギー為替管理法と衝突する輸入許可証の欠如の故にその実施が不可抗力であったと抗弁した。

裁判所は八条二項b節について、これを几帳面に強制しないと判決の上に立ち、「為替交換契約」の幅広い Interpretation を採択した。裁判所はこの件につき、「現在の購買契約は、もしその購買条件が満足に充足されなかったら、加盟国、例えばベルギーの外国為替保有やその通貨にまで累乗してゆくことになる」と述べている。

このケースはまた**國際通貨基金協定八条二項b節**と**國際私法**の間の効力遡及に關する**國際通貨基金側**よりする現在までの最も權威性に富む Interpretation の一番明瞭な適用ではあったと言えようかと思う。裁判所はベルギー為替管理令を八条二項b節によりドイツ**國際私法**⁽⁴⁾の下にガヴァンする法のあらゆる議論を越えて承認した。かくしてドイツ裁判所は訴訟

の争点となった契約の事実認定でこれは実施不可であるとし、八条二項b節に満足な自由解釈を与えたのである。

八条二項b節の Clearing Dollars Interpretation ケースはドイツ最高裁によって承認され、拡大された。一九七〇年、ドイツ連邦最高裁は「為替交換契約」の幅広い定義を採用している。然し同じ裁判所でも、一九七一年に国内法上の公共政策（公序）は**国際通貨基金協定八条二項b節の及ぶところ⁽⁵⁾**では外国為替管理令に関し全判事出席の承認と迄はゆかなかつたところのものもあつた。⁽⁶⁾ いずれにしてもドイツは、大局的にみて、他国の法廷地為替管理令を、よりスムーズな受容を結果する八条二項b節の幅広い解釈に向つて、着実に発展して来ているものとみてよいであろう。

フランス裁判所は *De Boer, Widow Moojen v. Von Reichert* ケース⁽⁷⁾を、同様なリーディング・ケースとして採択している。このケースにはオランダでの判決のフランス裁判所に於ける行政執行を獲得しようとして Moojen 氏の未亡人によって起こされた訴訟も含まれていいる。オランダでの判決は、申し立てによると、オランダ国籍である Moojen 氏による財産譲渡は、フランス法人の株式配当金をドイツ市民である Von Reichert さんへ贈るもので、それはオランダ為替管理法を侵害しているが故に無効であると宣言したものである。この為替管理法は彼等が外国財産を処分する⁽⁸⁾前に、オランダ住民としての認可証を獲得すべきことを要求している。

裁判所は先ず第一に、八条二項b節の最初の条文は国際私法の伝統的ルールを特別に引き渡してしまったものであると指摘した。八条二項b節は、**国際通貨基金の加盟国の為替管理で、法廷地の国際私法の下で契約が加盟国の法システムで**ガヴァン出来るかどうかとは関係なく無条件で承認されるべきことを法的に要求しているものなのである。ここで裁判所は、**為替管理令の本文と国際通貨基金の Interpretation の両者を論じた後で、次のように宣言している。**

これらの本文から結果することは、裁判所は、これ等のオランダ裁判所が、フランスの**国際公共政策（公序）と違背し**

たり、あるいは外国の裁判所が、フランスの国際私法のルールを守ることがあると云う根拠の上に立ち、オランダの為替管理法に立脚するこれ等オランダ側の判決に対する如何なる法律上の効力をも否定することが出来な
いと言うことである。⁽⁹⁾

裁判所は、裁判所独自の分析が本訴訟の争点と同じ傾向であったが為に、オランダの為替管理令がフランスの公共政策（公序）と両立するか、どうかと云う分離判決をする必要性を見付け出すことが出来なかつたのである。

同様のケースで、フランス裁判所は、また「為替管理契約」の幅広い定義を適用している。それにはある「為替管理契約」は他国のある通貨の為替契約を必要とはしなかつたと判決している。この場合、むしろ、一つの契約は、もしそれが加盟国の為替管理方策に影響を及ぼす場合には八条二項b節の中で落着さすべきだとしていることである。フランスの最高裁 Cour de Cassation ケースでは、後程、この「為替管理契約」の用語と同じ幅広い解釈を支持している。かくして、フランス裁判所は、ドイツやルクセンブルグの法廷による判決と一致した立場をとって来ているのである。

ヨーロッパの裁判所は、それが他の国際通貨基金協定加盟国の為替管理法を侵害する契約と考えられる場合、これらの管理法を承認することに賛成する立場をとって来ている。裁判所は、八条二項b節の適用を積極的に進める為、三つの方法を可能な範囲で最大限に明示して来ている。その第一が裁判所は外国の為替管理令の承認を防禦するが如き法廷での公共政策（公序）を守らせること拒否し続けて来ていること。第二に、裁判所は、法廷地の為替管理、そしてそれは法廷地のものではない規制が侵害され、法律行為がガヴァンされるところを発見しようとする伝統的法選択の分析を適用して来ていないと言うこと。第三が殆んどヨーロッパ裁判所は「為替管理契約」⁽¹¹⁾の幅広い Interpretation を受容して来ており、その故に、出来得る限り多くの契約に対し八条二項b節を適用している点である。

国際通貨基金協定の八条二項b節の適用について、西独やフランスの法廷が、これに幅広い Interpretation を施しているのは争えないところ。

これは要するに独、仏に限らず、大きい意味で EC 各国が戦後、米・ソの谷間に挟まれ、経済的にある程度自立してゆくには、どうしても外国の為替管理令をある程度弾力的に受容してゆかない限り、その円滑な運用を期し難いと云う地理政治学的な考慮を外にしてはこれを理解することは困難である。

勿論、独、仏と云えども、その地の法廷地法で、その地の公共政策（公序）に違背するものについては、断固として拒否しているが、ただ単に独、仏の国際私法、特にその地の法例を知らぬが故に結果する効果については申し合わせたようにこれに幅広い Interpretation を与えることを許している点である。加盟国の場合、独、仏の、その地の法廷に及ぼす影響力度については、とにかく八条二項b節の中で解決されるべしとするのが、独、仏の一貫したこの条項の Interpretation に対する彼等の基本的態度と云えよう。

- (1) Gianviti, Par François, Le contrôle des changes étrangères devant le juge national, (suite et fin), 69 R. C. D. I. P. 659-674 (1980).
- (2) Société Filature et Tissage X. Jourdain v. Époux Heynen-Bintner, Feb. 1, 1956, Tribunal d'Arrondissement de Luxembourg, [1957] Pascrie Luxembourgaise 35, 22 I. L. R. 727; Moojen, 51 R. C. D. I. P. 67-89 J. Droit Int'l 719-725, 47 I. L. R. 46-50.
- (3) Dez. 28, 1954, Bundes Republik Deutschland, Landgericht, Hamburg, 22 I. L. R. 730.
- (4) Apr. 27, 1970, Bundesgerichtshof. G. H., 23 NJW 1507-8 (1970).
- (5) 102 Die Deutsche Rechtsprechung auf dem Gebiete des Internationalen Privatrechts im Jahre [IPR spr] 33 (1970).
- (6) Feb. 17, 1971, Bundesgerichtshof G. H., 24 NJW 983-5 (1971).
- (7) Jun. 20, 1961, Cour d'Appel, Paris, 51 R. C. D. I. P. 67 (1962), 89 J. Droit Int'l 719 (1962).

- (8) Moojen, 51 R. C. D. I. P. p. 68 (1962) 47 I. L. R. p. 47. (revue critique de droit International privé).
- (9) Moojen, 51 R. C. D. I. P. p. 70 (1962).
- (10) Cour de Cassation ^{及び} Paris Cour d'Appel が日本法人と定額月給プラス コムミッションで 前にヨーロッパ代表として任命されたフランス人との間の契約に強制力を持たせることを拒否した確定ケース。判決文は Mar. 7. 1972. Cour de Cassation, 53 R. C. D. I. P. p. 486-91. (1974) に所載されている。
- (11) このケースは Emek v. Bossers & Mouthaan, Interpretation 判決と呼ばれベルギー Courtrai 商業裁判所で一九五三年五月九日、言い渡されたもので「為替契約」の中では最も幅の狭い Interpretation が適用されたヨーロッパに於ける唯一のもの。

四 ヨーロッパ諸国の外国為替管理規制法への対応

——相互依存関係にその特色をみる——

多くの八条二項b節の適用の interpretation のケースで、裁判所よりする規定の判読を擁護するケースが二つだけ表われている。これらのケースの一つが、ヨーロッパ ケース⁽¹⁾で、後の一つが英国ケース⁽²⁾であり、基本的基礎原理として国際通貨基金協定の目的について異なった言及をしている。裁判所はどうかやら法廷地裁判所の政策上、彼等に特別に適用することを嫌っているようにも見えるのである。彼等はそれ自身の地方的需要にもとづく Interpretation に立脚する各法廷地の正当性を承認することを必要としないのかも知れない。それは多国間条約における規定の複合的数多くの Interpretation を許すことと同一義なのである。それなのに、人は裁判所に対し、如何なる地方の政策が、八条二項b節に対し与えられる特別の取扱いを撰択すべきかについてリードさせることだと推測しているフシがあるのである。

ヨーロッパ ケースの大多数で、かなりの西ヨーロッパ国の裁判所は他国の為替管理法を大幅に承認して来ている⁽³⁾。他のケースでもヨーロッパ裁判所は、主たる貿易パートナー、日本の為替管理令⁽⁴⁾を顧慮しているのも事実。これらのケースの多くには、EECの一メンバーで、例えばその管理が複雑であっても、これらの裁判所が加盟国と協同で稼働するプレッ

シャーを感じるかも知れるところを示唆しつつ、他の加盟国のコントロールを援護することをも含んでいたのである。尚、その上にドイツ裁判所としても、外国の為替管理が屢々その地の法廷地国⁽⁵⁾でその法制が制定されたものと全く似通った効果を与えることを承認して来ているのである。

ヨーロッパ諸国の経済的な相互依存は、また他国の為替管理を尊重しようとする彼等の積極性とも説明できるであろう。何故なら為替管理令は屢々、正当な決算事項に課税したり、更にヨーロッパにおける一国の不均衡決算が他国の経済に影響を及ぼしたりもするので、もし裁判所が為替管理令の逃避を防いだ場合、あらゆる国に利益を齎すことになるからである。国際通貨基金の「国際貨幣協力」と云う最終ゴールへ向つての Mojon 裁判所の特惠優先権は、このヨーロッパ政策（公序）のあり方をよく説明していると言えそう。

また、インドネシアの為替管理に対するオランダの取り扱いを含む二つのケースでヨーロッパ裁判所の判決に基礎をおくところの外国政策（公序）的理論を援護したものがある。それとはインドネシアがオランダにその独立の為に譲渡された直後は、オランダとインドネシアの間はまだ緊密な経済的権益で完全にリンクされており、その為両国間には相互互恵関係⁽⁶⁾があり、これがヨーロッパ内の協力よりも大であったのは当然である。ところが一九五五年に *Franzmann v. Ponjien* なる紛争から惹起したケースで、オランダ裁判所は八条二項b節に従うことを決定し、インドネシアが為替管理契約が侵害されたとして発効させることを拒否した。然もなお、この期待もこれらの国の経済的、外国政策（公序）的協力の停止で以って一応終了する。

インドネシアは、一九六〇年に、あらゆるオランダ所有の企業を、賠償なしで、国有化した。この国有化宣言に続いて惹起したケースに *Indonesian Corp. P. T. Escomptobank v. N. V. Assurantie Maatschappij de Nederlanden van* ⁽⁷⁾ 1845 なるものがある。ここでオランダ最高裁は、インドネシアのやっていることはオランダの公共政策（公序）に反する

としてあくまでその国有化宣言に効果を与えるインドネシアの為替管理令を承認しようとはしなかった。そして、裁判所はここで、次のように宣言した。

オランダの公共政策(公序)は、オランダの利益を侵害しようとして法制化された外国の手段を黙認することは出来ない……。この国に法的効果を許される……公オランダの共政策(公序)は……更にまたこれらの譲渡の法的有効性に対する障害を形成しようとするインドネシアの為替管理法の規定を遵守することの失敗の受容を承認することは出来ない。⁽⁸⁾

かくしてオランダの最高裁は、数年前まで他のオランダ法廷で前進をみせていた八条二項b節に対する裁判所令にも拘らず、インドネシア為替管理法を無視する態度にでたのである。概してヨーロッパの裁判所の国際為替管理制度に対する積極性は以前のオランダ インドネシア間に存在した協力と同じく相互の経済的、外国政策(公序)的利益の存在とその軌を一にするものと言うことが出来よう。

然し、オランダも最高裁により国際通貨基金協定八条二項b節の Interpretation の非常に狭い application で、その立場を明示していたが、何分にもその国際経済環境が、インドネシアを植民地としていた時代と大して変わらず、いくらそれがオランダの公共政策(公序)に反すると主張してみても、その主張を受容する従前のような経済基盤をなくし、戦後は急速に、外国為替管理手段との併存へと向ってゆく。

とにかく八条二項b節の幅広い Interpretation へと、その重心を移して行った。

その点、ヨーロッパと云っても、英国法廷の場合は、八条二項b節の適用について、まず「為替契約」の定義でヨーロッパ大陸と、聊か異なる立場を採った。Sharif ケース⁽⁹⁾では、「為替契約」とは彼等の当面の目的として、何時もは一つの貨

幣を他の国のそれと交換する、支払いの国際的媒介性を持つ契約であると主張し、その意味でヨーロッパ大陸と較べ、幅の狭い中間的見解を採用している。

この Interpretation には証券や商品取引を含む契約を除外しているのである。またこれらの決定を行なう貴族院で Denning 卿すらもが「為替契約」とは「一つの国の通貨を他の国のそれと交換する契約だ⁽¹⁰⁾」と言い出す程。更に八条二項b節とは、第一次大戦後数個の国で受けた損害を眼のあたりにして、第二次大戦後の通貨の壊滅的破綻の思わくを、それらの予測される状態から防ごうとするものであったとさえ述べている。

英国は、それなりにヨーロッパ大陸の法廷と、ちよつと違った中間折衷策を貴族院を通して裁判させているものと見てよす。

- (1) Moojen, Widow, 51 R. C. D. I. P. 67, 89 J. Droit Int'l 719, 47 I. L. R. 46. (国際貨幣協力を促進させる為)
- (2) Terruzzi, (1976) 2 W. L. R. 418, (1976) 1 All E. R. 817.
- (3) (a) Lessinger ケース 22 I. L. R. 725 で西独裁判所はオーストリー為替管理法を承認した。
- (b) Clearing Dollars ケース 22 I. L. R. 730 で西独裁判所はベルギー為替管理令を承認。
- (c) ドイツ最高裁は仏、オランダの規制を承認。
- (d) Moojen, 51 R. C. D. I. P. ケース 67, 89 J. Droit Int'l, 719, 47 I. L. R. 46 でフランス裁判所はオランダの為替管理規制に効果を与えた。
- (e) Heynen-Bintner ケース 22 I. L. R. 727 で、ルクセンブルグはフランスの為替管理規制の効果を承認した。
- (4) (1) Cour de Cassation ケース (Mar. 7 1972) 53 R. C. D. I. P. 486 (1974).
- (5) Lessinger ケースで裁判所はオーストリア為替管理規制はドイツの公共政策(公序)に対し、不快なものではないと言うことを発見した。即ちドイツは類示した規制を法制化し、それにならぬ他の多数の国際通貨基金協定加盟国も、為替管理手段の使用をめぐりて制限を法制化してゐる。(22 I. L. R. S. 1727)
- (6) Jun. 25, 1959, オランダ Maastricht 凶裁(一九六〇) N. J. 290, 30 I. L. R. 423.

- (7) Apr. 17, 1964, Hoge Raad der Nederlanden, (1966) 13 Nederlands Tijdschrift voor Internationaal Recht 58, 40 I. L. R. 7.
- (8) Indonesian Corp., 40 I. L. R. p. 15.
- (9) Sharif, [1966] 3 W. L. R. 1285, [1961] 3 All E. R. 785.
- Diplock L. J., 卿判事は英法に於ける八条二項b節の効果について国際通貨基金協定が契約のガヴァンもしないパキスタン為替規制法の承任を要求もしないのだから、このケースで正規に英国国際私法のルールを適用する問題は惹起しなかったと云えるとし、八条二項b節に関しては理事の Interpretation を支持すると述べている。
- (10) Terruzzi, [1976] 2 W. L. R. p. 424, [1976] 1 All, E. R. p. 822.

五 ニューヨーク裁判所における八条二項b節への対応

多くの分野で英米法が併行的に発展して行った結果、ニューヨークの法廷に、英国の法廷と全く似たやり方で八条二項b節での適用を期待するのは無理からぬところである。大西洋の両側にある各裁判所は為替管理のケース⁽¹⁾で各々、お互いの判決を自由に引用しようとして来ているのが実情⁽²⁾。然し乍らニューヨーク裁判所は国際商法の関連本体として発展して来たもので、然もアメリカ連邦が国際通貨基金協定の最初の署名国だった関係もあって、彼等の判決で国際通貨基金協定の Interpretation と同じく、八条二項b節に法人格を付与することには甚だしくスローであったもの。中でも *Peruz v. Bohemian Discount Bank in Liquidation* ケースはニューヨーク裁判所の為替管理法の研究ケースの初期の例解となっているもの。とにかく控訴院は一九五三年その地の法廷の公共政策(公序)の上から為替管理法は無視出来ないことを認めた。然し乍ら裁判所は**国際通貨基金協定**に於ける共通の加盟会員国と云う単なる事実の上に立ったこの結論に立脚し、例えそれが適用されても八条二項b節にまでは言及しなかったのである。尚その上に裁判所は**国際通貨基金協定**の Interpretation を無視し、外国の為替管理法の適用可能性を発見しようとして法廷地の法選択原則に依存するようになってゆ

く。何故なら裁判所は、その法律行為は為替契約の定義の中に定着し包含されているかどうかを考慮する必要を発見出来なかったと言うただそれだけの理由で八条二項b節の適用を無視したのである。

八条二項b節を明確に考慮したとされる最初のニューヨーク ケースでも、ニューヨーク控訴院は、たとえ、その示された位置づけをカヴァーしようとする意志があるように見えたが、最終的にはその規定を適用しようとはしなかったのである。 *Southwestern Shipping Corp. v. National City Bank of New York* のケースでは、イタリア企業体の Garmoja 社がアメリカの輸出仲買人会社の Southwestern 社から油脂酸を三万七二二二ドルで三〇〇トン、買う注文をした。 Garmoja 社は、その時持つべきドルで支払う輸入業者のライセンスを得ていなかった。 Garmoja はその代りに、別のイタリア企業体（この企業体はクズモノの輸入の為に Anlyan 社へドルで支払うライセンスをもっていた）と調整し、イタリア銀行である Credito Lombardo 社の Corti 勘定で三万七二二二ドル相当のリラを預金した。 Credito 社は Southwestern 社へドルを譲渡する為 Anlyan 社受け取りの小切手を振り出そうとして Citibank へ、そのドル相当額の預金を送金しようとした。 Anlyan 社は譲渡証を作成し、 Southwestern 社は Citibank 社へそのように裏書きを行ない、それから Citibank 社はそれを Southwestern 社へ支払うことを約束した。その後 Garmoja 社は、 Corti 社の預金勘定で Credito 社へ三三二万リラを支払った。イタリア為替管理当局は電信で、 Anlyan 社へ支払うものとの指名付きで、 Anlyan 社向けに、 Citibank へ三万七二二二ドルを転送した。そこで Citibank 社は約束にしたがい Southwestern 社の代りとして Anlyan 社にそれを支払った。ところが Anlyan 社はその資金を持ち逃げしたのである。 Citibank 社は Southwestern 社への弁償を拒否し、そこで Southwestern 社が裁判に持ち込んだものである。⁽³⁾

公判で裁判所は八条二項b節の基本的考え方に立ち、 Garmoja 社と Corti 社との間の協定が発効することを拒否し、更に彼等はイタリア為替管理法が侵害されたとの根拠に立ち Anlyan 社による Southwestern 社への譲渡に強制力を持

たせることも拒否した。上訴部裁判所でも後程確定された。ところがニューヨーク控訴院は、その判決を破棄し、Southwestern 社に判決を下した。それは「調整の進展を進める為の媒介代理店の単なる預金として」Southwestern 社へ三万七二二二ドルを支払う行為をすることで、非合法的な Garmoja-Corti 契約及び Citibank の負担から Anlyan 社への譲渡に奉仕したことになる。裁判所はこれらを二つの最初に出現するイタリアの当事者と Southwestern 社との間のものとして、違法契約として発効させようとする事より以上に、その契約に効力を持たせることは出来得ないと指摘した。然も裁判所は「Breton Woods 協定に関する限り、我々は、この法律行為を保持しようとしてそれが如何に原告の権利に影響を与えるかと云う点を判断することは不可能である」と発言している。かくして、裁判所は、国際通貨基金協定の目的内とみえる法律行為に対しても、八条二項b節を適用することを拒否した。

裁判所は、例え、すべての段階が Garmoja と Corti⁽⁴⁾ の両社に共通の目的を伴った単一取り決めの役割りを担わされていたとしても、一緒になって種々の契約上の効力遡及の關係に効力を持たせることには、それが United City Merchants に於ける貴族院のようなものではないにしても、あまり積極的でなかったことは事実である。全体としてその契約は、まさになにか断片的なものではなく、たしかにイタリア為替管理当局から輸入業者としてのライセンスが欠如していた Garmoja 社の利益の為に Southwestern 社からドルを得ようとする意図したものであった。これはたしかに為替管理法上の契約のように見えはする。然し乍ら裁判所は、その前に当事者の効力遡及關係についてその分析を嚴重に行ない、たとえイタリア為替管理法の侵害を招いていてもその契約に効力を持たせることにしたのである。

ニューヨーク控訴院は更に、「國際為替契約」の定義を通じ、八条二項b節の適用範圍を狭め、伝統的國際私法を用い、J. Zeevi & Sons, Ltd. v. Grindlays Bank (Uganda) ケースを分析した。又イスラエル法人である Hiram Zeevi 会社(ウガンダ)法人は被告 Grindlays Bank 名で三〇〇万ウガンダ・シリングを預金した。この預金の謝礼として Grindlays 社が

総計四〇万六八四六ドル八〇セントを原告 J. Zeevi & Sons 社に支払う為、取り消し不能の預金貸し信用状を発行している。その預金貸し信用状はニューヨークにある、バンカメ没落後世界一の座にある、いわゆるファースト・ナショナル・シティバンク (Citibank) からの賠償を要求出来る銀行間直接交渉でオーソライズされたものであった。申し立てによれば、当事者間の法律行為の全体としての目的はウガンダからニューヨークへ資金を送ることであった」。

ウガンダの銀行は、ウガンダの為替管理法の下に財務相の権限で行動しつつ、Grindlays 社に対しイスラエルの会社に支払う為替配分金とシティバンクのものは破棄されるべきであり、それにしたがって、預金貸し信用状による為替支払いが出来ないと指示したことを公に告示している。直接交渉銀行が、Citibank からの支払いを模索している時、Citibank は、その案を返戻し、支払わなかった。Zeevi 社はそこで Citibank に預金している Grindlay 社の資金の差し押さえ令を求める訴訟を開始した。

被告は、八条二項 b 節の適用に関する合一化を求め二つの論争を展開した。Grindlays 社は、まず手始めに訴訟の争点となる法律行為をガヴァンするウガンダ法について議論し、然る後に原告の最初の申し立ての却下を求めた。第二に、被告は、ウガンダの為替管理規制を侵害する預金貸し信用状の下での支払いを主張し、それ故に、契約は八条二項 b 節の下では効力を発揮し得ないと言いつ張った。

ニューヨーク控訴院は法の選択の法理の下に、ニューヨーク法は法律行為をガヴァン出来ると判決した。裁判所はこうして、「行政法上の権益関係」テストに訴えて、「世界の財政的資本 (financial capital of the world)」として、ニューヨークで支払い得る預金貸し信用状の下に決定権を持つ、その国自身の法律で適用出来る最至上の権益関係を保持したのである。この権益関係は、彼等の権利がその証書の下に是非とも守らるべきだとする当事者達の期待によって更に支持されるようになった。裁判所は次に、もし、法の撰択の法理の原則が、ウガンダ法がガヴァンすると指示しても、法廷はこれで

はニューヨークの公共政策（公序）にもとるとして、ウガンダ法を承認しようとはしないと判決している。

法の撰択ルールの効果と更に法廷の公共政策（公序）を伴うウガンダの為替管理規制の矛盾のない堅実さを考慮しただけで、裁判所は八条二項b節の下での被告の論争を出訴裁判所に記載している。裁判所は、この主張にケリをつける為に、二つの短かい文章にし、「**国際通貨基金協定は、（我々が）幅広い考え方で読む場合ですら、前述の預金貸し信用状なるものが為替管理契約でないが故に、その範囲内で信用状を持ち込むことにも失敗している**」⁽⁶⁾と陳述しているのである。裁判所は、ごく初期のケースでこの結論を弁護し『この法廷は、八条二項b節の Interpretation に不快感を示し、これは「その項目の本文に対するかなりの侵害をなしたるものとして如何なる加盟国の為替管理手段にも影響を及ぼすあらゆる契約を一掃するものである」』との単なる指摘しながら少なからぬ分析を施している。裁判所は、預金貸し信用状によって示される法律行為が、たとえアメリカ合衆国ドルに対するウガンダ通貨の為替交換を間接目的としたものであったとしても、この決定を施している点である。

ニューヨーク南部地区管轄連邦区裁は、また *Libra Bank Ltd, v. Banco Nacional de Costa Rica* ケースの弁護で八条二項b節を却下しているが、然し *Zeevi* ケースの時よりは、より精密な分析をしている。*Libra Bank* ケースに於ける原告は途方もない元金、それは利子も含め、*Costa Rica* 銀行によって完全に所有されている被告向け一六銀行によってなされた四〇〇〇万ドルのローンの彼等の配当金を回復させようとする訴訟を起こした。被告は、そのローンは多国間国際代理店に保証されて始めて借りられる国際間の借金の再支払いのみを規定する *Costa Rica* 中央銀行によって認められた決議の故にそのローンの再支払いは出来ない」と主張した。ここで区裁は即決判決に対する原告の申し立てを許可した。被告は八条二項b節を基礎としてその申し立てを再議論することを訴えたが然し裁判所は、いくらかの理由をあげ、その申し立てを拒否した。

この場合例え最初の意見ではあったにしても、裁判所は、彼等がアメリカ合衆国の公共政策（公序）に反したとして Costa Rica 衡平法裁判所の判決に対し効果を与えることを拒否したのであり、それは尚八条二項b節の下での為替管理規制の可能な承認を分析したものと云えよう。裁判所はまずその規定は「為替管理契約」に対してのみ適用されることを認めたものであり、そしてそれから狭いが、その用語の幅広い Interpretation を記述したものである。区裁は、この場に、新天地を開拓し、この規定の詳細な分析を行なうことよりも、むしろ幅広い解釈を採用することを拒否した Zeewi ケースや、他のそれではなされたように、単に結論的な意見を逐語訳で繰り返えしただけなのである。

加えて区裁は八条二項b節の用語を手短かに分析しているが、然しその規定や国際通貨基金協定の目的⁽⁸⁾に関しては何の論及もしていない。

裁判所が言及しているのは、

その規定としては現代風に記述されており……「為替管理契約」の幅広い Interpretation は本文の項目を侵害しない (33 C. J. S. Ib (1942) (用語の変更は……ローン……から区別し得る) 参照……また Ballentine's Law Dictionary 参照 (為替を「一つの国の貨幣を他の国の貨幣に交換することと定義」参照)

裁判所は訴訟の争点で法廷により直接的に述べられている堅実に提議された為替契約の Interpretation からかけ離れた解釈を施すことを拒否する。裁判所は、アメリカ合衆国の通貨を借りようとする契約、それはアメリカ合衆国の通貨での再払い戻しを求めることを要請したもので、然もその再払い戻しの場所としてニューヨークを指定するのであるが、それは八条二項b節の意味内での為替契約ではないと言うことである。その故にブレトン・ウッズ協定はこのケースには適用し得ない⁽⁹⁾。

区裁は *Israel Commodity* ケースで、ニューヨーク控訴院により最初に八条二項b節に対し言語学的な分析を超克して適用し失敗したことになる。そののみか、何故に「為替契約」の狭い *Interpretation* を採用すべきかについて如何なる政策理由も与えなかった。

Libra 銀行ケースで、裁判所によって裏書きされた幅の狭い意見によれば、国際的ローン（借入金）は為替契約ではない。区裁は、そのローンはアメリカ合衆国のダラーと同じ通貨で作られ、再び払い戻さるべきだったと強調している。一方、これは、このローンが為替契約ではなかったことを結論づけるたしかな根拠であったかも知れないし、かかる結論はもし再払い戻しの通貨が貸し出された通貨と異なっている場合、何か気まずいものになってしまうこと請け合いである。裁判所は、これらのローンの調整と外の国の通貨の為替契約間の、とりわけ、もしその契約が将来の為替であった場合、理性的な差別を作ることは、現実にはとても出来得ないであろう。⁽¹⁰⁾ *Libra Bank* 法廷の狭い見解の支持のメリットがどうであつても、それはニューヨーク法廷の八条二項b節への極端な、厳しい接近を確認することになる。

ヨーロッパ大陸法廷の、**国際通貨基金協定八条二項b節**に対する幅広い *Interpretation* に対し、英国貴族院 (*House of Lords*) の幅の狭い中間的 *Interpretation* に較べ、アメリカ連邦のそれは、その象徴的存在であるニューヨーク法廷で、非常に幅の狭い、むしろその条項を無視する態度にさえ出たのは何故であろうか。

勿論これを一概には片付け得ないとしても、その背景には、**国際通貨基金協定の Leading State** も、最初の署名国もアメリカ連邦であるとの自負があつたことは否めないであろう。そう言う自負なくして、アメリカの公共政策（公序）に反する一切の為替契約を認めないとの判決の多発する筈がない。ドルに代わる為替契約は「行政法上の権益関係」に照らし、全く自由に法の選択の法理だけで決定できるとするもの。然しこれとて、最近ダラーと国際ローンの二分化関係にみられる

ように、その実、当面は為替契約ではないとしても、ゆきつくところ何か八条二項b節の幅の広い Interpretation の方向へ、ある程度近づいてゆかねばならないような気がする。そうすることなしに、ニューヨーク、ひいては米連邦が今までのような世界の財政本部の役目を果たせなくなる日が来るということが眼にみえているからである。

- (1) Terruzzi, [1976] 2 W. L. R. P. 428, [1976] 1 All E. R. p. 826 (Banco do Brazil, S. A. v. A. C. Israel Commodity Co., 12 N. Y. 2d 371, 190.)
- (2) Perutz, 304 N. Y. p. 537, N. E. 2d p. 7-8
- (3) Southwestern shipping, 6 N. Y. 2d p. 457-9.
- (4) Gold, J., op. cit., (1962), p. 107-8.
- (5) ウガンダ法のウガンダ為替管理規程法 一五八章三〇一七 (一九六四年改正)
- (6) Idm., p. 229, 333 N. E. 2d p. 174, 371.
- (7) Libra Bank, 570 F. supplement p. 897-9.
- (8) Idm. p. 899-90. Libra 銀行裁判の分析は Zeevi と Israel Commodity のそれと完似したものであった。
- (9) Libra Bank, 570 F. Supplement p. 900
- (10) Gold, J., (1984) op. cit., p. 192

六 ニューヨークの外国為替管理規程法の取り扱い

—— 経済的、財政的センターとしての優越性 ——

ヨーロッパの裁判所は国際通貨協力のゴールへと目ざす国際通貨基金協定の重要性を認識して来ているが、ニューヨーク裁判所は国際貿易を促進するとする国際通貨基金協定の最終ゴールへの圧倒的な優先権を表明して来ている。このことは Zeevi 裁判所のケースでのあからさまな拒否でもみられるように、八条二項b節の適用性に関する議論など、殆んど

受け付けていないのが現状。ニューヨーク控訴院はもし八条二項⁽¹⁾が適用されても裁判確定による、その分析を開始しなかった。その代りとして法の選択の法理の原則によるその法律行為の分析をしている。裁判所は、ニューヨークを「世界の財政の首府」⁽²⁾としての位置づけで当然だとし、ニューヨークに於いて支払い得る預金貸し信用状の下での裁判の確定に対する自国自身の法の適用で巨大な権益を持つものと判決している。この把握はニューヨーク裁判所にとっての主たる考慮として知らされている。即ち世界的規模での財政センターとしてのニューヨークの卓越性や、国際貿易の成長に基礎をおく優越性の保持である。此のゴールの到達点は八条二項b節の極端に狭い Interpretation を要請する。

このニューヨーク研究も、八条二項b節⁽³⁾の適用では決して訪れないとの立場で大いに議論されたところのものであるが、契約の Interpretation の相対的確實性を規定する有利性を持っているのも事実。この保証された Interpretation の確實性で傑出した財政センターとしてのニューヨークの地位を保全することが出来るのである。卓越した国際的銀行や商業のセンターとしてのニューヨークの地位を当てにして、当時国は、屢々ニューヨーク法廷との関係があってもなくてもニューヨーク法を彼等の国際的商業法律行為をガヴァンするものとして撰択する。当事国はニューヨークを厳正にして、堅実な且老練な商法の本体として中立的な行政を行なうその地の法廷裁判所とみたてているのである。ニューヨークは、国際条約で、ニューヨークの諸規定にゆっくりと寛大な効果を与えることにより、卓越した財政センターとしての役割りの当て物（枕木の下に敷く）とすることの出来る都会なのである。

たとえ Zevi ケースで、法の撰択の文節が存在しなかったとしても、裁判所は基本的にはニューヨークで惹起した法律行為⁽⁴⁾の原因及びニューヨーク法が適用されたことを発見することにより、同じ結果に達することが出来るのである。裁判所はこれで預金貸し信用状の法的有効性を維持することが出来るのであり、かくして商業上の当事者は、彼等の権利は外国政府の法律行為によっては崩壊させられるものではないと言うことを確認する。こうして Zevi 法廷が八条二項b節の

下では預金貸し信用状を発効させ得られないと言うことを発見していたらニューヨークの裁判所におけるこれら契約書の確実性が間違いなく浸食され始めていたことであろう。何故なら財政的法律行為をする当事者達は為替管理規制の変更からの孤立を欲し、ニューヨーク法を適用せんとする *New York* 法廷の為に、経済商業センターとしてのニューヨークの權益に奉仕しようとし、勢い、八条二項b節を無視してしまうであろう。

区裁は又 *Libra Bank* ケースで契約の確実性を保護している。ニューヨークの諸銀行は一樣に、外国人のニューヨーク銀行からの金貸り者はニューヨーク裁判所の法管轄権とニューヨーク法適用について同意すべきことを主張し、これらの法が、相対的に予言的な *Interpretation* や発効を結果させているのだと説明している。*Libra Bank* ケースにおけるローン契約はこれらの規定を包含している。ローンなる用語は法律用語ではないが、然しニューヨークのそれが彼等の *Interpretation* にも影響を及ぼしているとの仮定の上に立脚しているのである。この仮定の承諾により、裁判所は銀行が外国に実在のままローンを組む時に直面するリスクをより正確に予報することを許可している。

区裁にローン契約の実施の後に課される *Costa Rica* が為替管理規制に対し効果が与えられるとすると、銀行は、他国の為替管理規制で予測し得ない変化による脅威を感じるに至ることはほぼ間違いのないところである。例え *Libra Bank* が国内銀行を包含しているとしても、その預金の蒐集は外国主権免除法⁽⁵⁾ (*Foreign Sovereign Immunities Act*) によって制限されており、八条二項b節の幅広い読解でも、その資産に対する満足度を保証させる為に付随する個人の外国実在ローンにも影響することは必至である。一方、ニューヨークに於けるローン契約の *Interpretation* の確実性を保証するように規制することは、それは *Costa Rica* が為替制限に課したかも知れなかったであろうすべての目標を何んでも下から切り取ってしまうことになる。かくして、ニューヨーク裁判所は国際通貨の協力と云う最終目標を犠牲にする契約の確実性を通じ国際取り引きを促進すると云う最終目標を支持していることになる。

ニューヨークが世界の財政センターであることは地理政治学的見地からもある程度種々立証されるところでも、それを支えるものは依然としてそれが国際ローンの肩代り機能を持っているからである。

然しこれが他国との為替契約と、どう相違するかについては意見のわかれるところ。然しそれらを支える土台は、あくまで米連邦の自給性、世界性、地理的環境等にあることは論を俟たぬと言えよう。要するに、米連邦とはあまり世界の政治や宗教と云うナマグサイものに手を出さぬ限り、その経済的、軍事的、社会的中立性を充分に果たせる恵まれた連邦なのである。その為には米連邦の政治的構図が、かなりの比重で世界性を持ち、その運用に弾力性が伴わねばなるまい。ただ、それに応え得るものは国際ローンの集中しかないであろう。ただ問題は、これが「為替契約」と表裏するものなるが故に、その将来像もかなり見透けているように思えてならない。

- (1) Williams, John S., *Idm.*, p. 250.
- (2) *Zeevi*, 37 N. Y. 2 d p. 227, 333 N. E. 2 d p. 172.
- (3) Goet, Charles J. & Scott, Robert E., *Enforcing Promises: An Examination of Basis of Contract*, 89 *Yale Law Journal* 1261 (1980).
- (4) *Zeevi*, 37 N. Y. 2 d p. 226-8, 333 N. E. 2 d p. 172-3, 371 N. Y. S. 2 d p. 898-9.
- (5) 一九七六年の外国主権免除法について、USC 二八巻にマニールされている。
Kahale, George III & Vega, Matias A., *Immunity and Jurisdiction: Toward a Uniform Body of Law in Actions Against Foreign State*, 18 *Columbia Journal of Transnational Law*. 211 (1979). 外に太寿堂さんの力作が数多くある。

七 七 七 七 七

国際通貨基金協定は一九四五年一月二七日、発効要件たる出資割当額総計の六五%を達成させた二九ヶ国が署名し、且受諾したことを受け、その創立総会を一九四六年三月八日から一八日にかけて、米国ジョージア州サバンナで開催する迄

に成長する。

又基金は同年一月一九日、三二の加盟国通貨に対する平価を決定し、一九四七年三月一日よりその業務を開始した。加盟国の出資割り当て額は原則として五年ごとに再検討されるが、その中の圧巻は何んと言っても、一九七〇年一月よりスタートした、第三の貨幣と云われる SDR (特別引き出し権) の創設である。

日本は一九五二年八月一日五一番めの加盟国として**国際通貨基金協定**に参加した。そして、早速、一九五三年下半期にポンド不足に対処する為、四回に亘り総額四四三〇万ポンド(当時のレートで一億二千四百万米ドルに相当)を引き出したが、一九五五年一二月に完済、又一九五七年七月と八月に、二回に亘り一億二五〇〇万ドルを引き出したが、これも一九五八年中に完済している。この外一九六二年一月と一九六四年三月の二回に亘り、それぞれ三億五〇〇万ドルにのぼる期限一年間のスタンダード・バイ取り決めを結んだが、その何れの場合も実際の引き出しは行なわれなかった。問題は一九五三年五月一日、**基金協定**との間に成立した円平価のスタートであり、一ドル≒三六〇円のレート設定である。

ところが、これが、一九七一年一二月のスミソニアン合意による米一ドルセントラル・レートを三〇八円へとする通告、更には一九七三年二月のフロートへの転移等々、円とマルクが、急速にドルやポンドに替わり、その主役を演じてゆく。

勿論、**通貨基金協定**は八条二項b節で加盟国の一般的義務として、**通貨基金協定**の承認なしに経常取引引きに関する為替制限を行なってはならないとし、**国際通貨基金協定**こそが為替管理撤廃の協議機構となることを唱い上げてはいる。

然し圧倒的な特定国の国際収支や国内財政赤字の膨大化の前には、フロートシステムを採用は不可避となり、ある意味で、**国際通貨基金協定**の機能を骨抜き化させ、レートは相場圏の場での自主制にまかせざるを得なくなってしまう。

ここに説明する迄もなく、条約法の立場よりみて**国際通貨基金協定**とは国連憲章の経社理、五七条の専門機関一六個の一つを構成し、グローバル性、非政治・宗教性、加盟オープン性等の Legal Nature を持つ超多国間条約の一つである。

然し、**国際通貨基金協定の三大機能**（逆調収支国にクレジットを。為替相場の切り下げ競争防止を。為替管理撤廃を）と言っても、その根本は変動相場制による機構の立て直し、しかないであろう。二〇ヶ国委員会や、蔵相、中央銀行総裁による先進国会議の設置などは所詮、焼け石に水である。

私は拙論の結論として、まずここで一九一六年、スウェーデンの Cassel, Gustav (1866~1945) が *Economic Journal* に発表した購買力平価説 (Theorie der Kaufkraftparitäten, *theorie de la parité des pouvoirs d'achat*) の方向を今いち度見直し⁽²⁾、更にそれを一層現代風に焼き上げ、先進各国にかなり広く購買力ポストを設けさせ、例えば、米ドルで、ドイツや日本の各階層別分布地で現行為替レート現地貨幣による生活を行なわせ、それらによる平衡的な自主制レートのガイドラインを**国際通貨基金協定**の中に盛り込ませる以外に、外の手ダテは一切ないように思われてならない。⁽³⁾

日本としても、今までのような官庁主導型ではなく、例えば、東京で唯一の経済研を持つ商大の経研あたりが経企庁のバックでかなり広汎に、米、独でそのポストを設置し、民間側からする一つの **Tentative Line** を出すことも、**国際通貨基金協定**見直しへの一里塚となるものと思うのである。

(1) 大西公照、条約の本質とその法的性格(2)―ケース スタディにみる超多国間条約への展開―(法政論叢一四号)

(2) Cassel, G.; *Theoretische Sozialökonomie*, 1918. (大野信三さんの訳もあつた) *The World's Monetary Problems*, 1921. (田村敏雄さんの紹介がある)

Money and Foreign Exchange after 1914 (1922). (笠井正範さんの紹介及び訳がある)
Post-War Monetary Stabilization 1928.

(3) 大西公照、ケース スタディにみる多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ……(完) 大東法学第五号